

様式第 1 号（第 5 条関係）

会議概要

会 議 の 名 称	令和 8 年久喜市選挙管理委員会第 1 1 回
開 催 年 月 日	令和 8 年 6 月 1 0 日（水）
開 始 ・ 終 了 時 刻	午前 9 時 0 0 分から午前 9 時 3 0 分まで
開 催 場 所	久喜市公文書館 会議室
議 長 氏 名	橋本 勉 臨時委員長 橋本 勉 委員長
出席委員（者）氏名	橋本 勉 委員長 飯田一夫 職務代理 齋藤直樹 委員 堀部行雄 委員
欠席委員（者）氏名	なし
説 明 者 の 職 氏 名	副主幹兼選挙係長 蓮実純夫
事務局職員職氏名	選挙管理委員会事務局副主幹兼選挙係長 蓮実純夫 選挙管理委員会事務局選挙係 担当主査 前田淳紀 選挙管理委員会事務局選挙係 書記 中島宗久 選挙管理委員会事務局選挙係 書記 長谷川凜
会 議 次 第	1 開会 2 選挙 選挙第 1 号 3 委員長挨拶 4 会議録署名委員の指名 5 諸報告 6 閉会

配 布 資 料	議案書 委員会について 久喜市選挙管理委員会規程 市町村選挙管理委員会の概要
会議の公開又は非公開	公開
傍 聴 人 数	0 人

様式第2号（第5条関係）

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要
1 開会 事務局（蓮実副主幹兼選挙係長） 定刻になりましたので、久喜市選挙管理委員会を開催させていただきたいと存じます。 この委員会は6月8日に開催された6月定例会議におきまして、地方自治法第182条の規定により、議会において選挙された委員の皆様による初めての久喜市選挙管理委員会の開催となります。 本日の主な議題は、委員長選挙についてでございます。 選挙管理委員会及び委員は、地方自治法第181条の規定に基づき、4人の委員で組織される合議制の機関であり、選挙及び選挙に関する啓発事務を行う常設の独立した執行機関であることは、既に皆様ご承知のとおりでございます。 本日の委員会については、委員長が不在でございますが、久喜市選挙管理委員会規程第5条第2項の規定に基づき、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっておりますので、年長者であります橋本勉委員に臨時に委員長をお願いしまして、同規程第9条第2項の規定によりまして、本日の委員会を招集させていただきました。 それでは、委員長が決定するまでの間、橋本委員さんに臨時に委員長をお願いいたしたいと存じます。 2 選挙 選挙第1号 議長（橋本臨時委員長）

ただ今、ご紹介いただきました橋本でございます。

それでは、令和8年久喜市選挙管理委員会第11回を開催します。

議事日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

はじめに、日程第2の選挙第1号「久喜市選挙管理委員会委員長の選挙について」でございますが、事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実副主幹兼選挙係長）

久喜市選挙管理委員会規程第2条に基づき、委員長の選挙は、無記名投票で行い、最多数を得たものをもって当選者とします。また、委員の中に異議がないときは、指名推選の方法を用いることができます。

委員長の職務については、次のとおりです。

- ① 委員会の議決を経るべき事件につき議案を提出すること。
- ② 委員会の議決事項を執行すること。
- ③ 各種選挙執行における責任者（選挙長・開票管理者）
- ④ 市議会への出席及び答弁

議長（橋本臨時委員長）

ただ今の説明につきまして、ご質疑はございますか。

（質疑なし）

ご質問も内容でございますので、質疑を打ち切らせていただきたいと思います。存じます。

それでは、ここで一時休憩といたします。

（休憩）

議長（橋本臨時委員長）

再開いたします。

それでは、選挙第1号につきまして、選挙の方法はいかがいたしましょうか。

委員

（指名推選との声あり。）

議長（橋本臨時委員長）

それでは、指名推選の方法を用いることでご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（橋本臨時委員長）

それでは、異議なしと認め、指名推選の方法を用いることで決定いたしますが、どなたを指名いたしましょうか。

委員（齋藤委員）

委員として2期目であり、元市職員ということもありますので、橋本委員を推選したいと思います。

議長（橋本臨時委員長）

それでは、指名推選により、私橋本ということでご異議ございませんか。

(異議なし)

議長（橋本臨時委員長）

それでは、異議なしと認め、久喜市選挙管理委員会委員長は私、橋本に決定いたします。

臨時委員長として任された案件は以上でございますので、これをもちまして、臨時の委員長の職を下ろさせていただきます。

事務局（蓮実副主幹兼選挙係長）

ありがとうございました。

それでは、橋本委員長には就任のご挨拶などをいただきたいと存じます。

3 委員長挨拶

議長（橋本委員長）

(橋本委員長あいさつ)

それでは、本日の議事日程に従いまして、議事を進めさせていただきますが、先ほどの選挙第 1 号「久喜市選挙管理委員会委員長の選挙について」に引き続き、委員長職務代理者の指定についてでございます。事務局から説明をお願いします。

事務局（蓮実副主幹兼選挙係長）

久喜市選挙管理委員会規程第 5 条により、委員長はあらかじめ委員長の職務を代理する委員を指定しておかなければならないとされておりますので、委員長にご指名いただきたいと存じます。

議長（橋本委員長）

ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。

ご質問も無いようでございますので、質疑を打ち切らせていただきたいと存じます。

それでは、ここで一時休憩といたします。

（休憩）

議長（橋本委員長）

再開いたします。

それでは、久喜市選挙管理委員会規程第5条第1項の規定に基づき、委員長の職務を代理する委員は、飯田委員を指定します。

4 会議録署名委員の指定

議長（橋本委員長）

続きまして、日程第4の会議録署名委員の指名ですが、事務局から説明をお願いします。

事務局（蓮実副主幹兼選挙係長）

久喜市選挙管理委員会規程第14条の規定に基づき、会議録は、委員長のほか、委員1名の署名が必要となります。これまで、署名委員は名簿の順としており、今回もそれにならうと飯田委員となります。

議長（橋本委員長）

ただ今、事務局から説明がありましたが、会議録署名委員は、飯田委員さんということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長（橋本委員長）

それでは、飯田委員さん、よろしくお願いします。

続きまして、日程第5の諸報告ですが、事務局から何かありますか。

5 諸報告

令和8年6月定例会議

再開：6月8日(月)～7月8日(水)

日程：・代表質問 6月18日(木)

・一般質問 6月19日(金)・22日(月)

24日(水)・25日(木)

・議案質疑 6月29日(月)

・総務常任委員会・分科会 6月30日(火)

・最終日 7月8日(水)

6 閉会

議長（橋本委員長）

以上で、久喜市選挙管理委員会を閉会とします。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和8年9月1日

委 員 長 橋 本 勉

署 名 委 員 飯 田 一 夫